

## 認定施設 資格申請要項

### 1) 申請条件

#### 【病院】

1. 伝統医療、代替・相補療法を3療法以上かつ年間20例以上を院内または連携施設にて施行していること。
2. 指導医または認定医が1名以上、かつ認定師・認定療法士のいずれか1名以上が常勤し、有資格者の下に十分な指導体制がとられていること。(合計2名以上)
3. 運動指導・食事指導が行われていること。

#### 【クリニック】

1. 伝統医療、代替・相補療法を2療法以上かつ年間10例以上を院内または連携施設にて施行されていること。
2. 指導医もしくは認定医が1名以上常勤していること。(合計1名以上)
3. 運動指導・食事指導が行われていること。

### 2) 申請受付期間

随時

### 3) 認定期間

3年間(初年度含む)

### 4) 申請料・登録料・更新料(税込)

#### 【病院】

申請料	100,000 円
登録料	10,000 円
更新料	100,000 円

#### 【クリニック】

申請料	50,000 円
登録料	10,000 円

更新料	50,000 円
-----	----------

※登録料は、認定後振込となります。振込確認後認定証を発行致します。

※申請料はいかなる理由があっても返金いたしません。

## 提出書類

1. 認定施設資格申請書 ※施設長印が必要です。
2. 伝統医療・代替相補療法症例報告書 病院＝20 症例、クリニック＝10 症例
3. 日本統合医療学会認定医・認定師・認定療法士の認定証(写)
4. 申請料の払込みを証明するもの(写)  
※運動指導・食事指導の証明書類は不要です。

## 5) 振込先

みずほ銀行 本郷支店

普通 2707863

一般社団法人日本統合医療学会(イッパシヤダンホウジンニホントウゴウイリョウガクカイ)

## 6) 伝統医療・相補代替医療一覧

伝統医療	鍼灸、漢方、アーユルヴェーダ、ユナニ医学、チベット医学、 ヨーガなど
食事療法	ゲルソン療法、断食療法、マクロビオティックス(玄米菜食)、 サプリメント、健康食品、ハーブなど
徒手療法	指圧・マッサージ療法、柔道整復、カイロプラクティック、 アロマセラピー、オステオパシー、リフレクソロジー、生体場治療、 タッチ療法など
エネルギー療法	ホメオパシー、レイキ、磁気療法、気功、太極拳、指圧など
心理療法	カウンセリング、催眠療法、バイオフィードバック、 リフレクゼーション法、瞑想、祈祷療法、誘導イメージ療法、 芸術療法、音楽療法、ダンス療法、ユーモア療法 など
その他	温熱療法、温泉療法、オゾン療法、森林セラピーなど

## 7) 提出先・お問い合わせ

一般社団法人 日本統合医療学会 本部事務局

〒113-0023 東京都文京区向丘 1-6-2

TEL:03-3812-5030 FAX:03-3812-5167 E-mail:info@imj.or.jp

2012年3月13日改訂